
別添2 手続等を行う前に、対象事業の実施に関し環境に配慮した内容

1. 手続等を行う前に、対象事業の実施に関し環境に配慮した内容…………… 2-1

別添2 手続等を行う前に、対象事業の実施に関し環境に配慮した内容

1. 手続等を行う前に、対象事業の実施に関し環境に配慮した内容

平塚市では、ツインシティ大神地区（以下、本地区）を、広域的な幹線道路網（さがみ縦貫道路（圏央道）、東名高速道路及び新東名高速道路）への良好なアクセス性を活かし、新たな産業や業務機能の集積をめざす平塚市の北の核として、市総合計画「生活快適・夢プラン」や平塚市都市マスターplan（第2次）に位置づけている。

また、新幹線新駅の誘致を目的として、神奈川県と神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会で策定した「ツインシティ整備計画」にて、新駅の受け皿となる地区として、寒川町の倉見地区と共に位置づけられている。

さらに平塚市では、平成24年4月に「ツインシティ大神地区まちづくり計画」を策定し、今後の本地区のまちづくりの指針を示したところである。

一方、平成21年には、地元地権者によってツインシティ大神地区土地区画整理組合設立準備会（以下、準備会）が設立され、組合施行による土地区画整理事業の実施に向けて準備会により検討が進められている。別添1のとおり、本地区は、「ツインシティ整備計画」に掲げられた環境共生モデル都市の実現に向けて、対象事業により土地を造成し、まちづくりの基盤整備（道路や公園その他の公共施設の整備改善や土地利用計画に合わせた土地の区画造成）を図ることが予定されている。準備会では、対象事業の実施区域（面積約68.8ha）を複数の工区に区分して事業を進める計画で検討を進め、工区に区分して事業を行う場合、工区毎に土地の区画が造成されていくこととなる。

ツインシティに係る環境共生の理念については、神奈川県、平塚市及び準備会において検討が進められている。具体的な環境共生施策として、対象事業すなわち土地の造成中においては、交通の整流化や公共交通の利用促進を図るための骨格道路の整備に取り組むこととしている。このほか、ヒートアイランド現象の緩和を図る一環として、吸水型保水性舗装・遮熱性舗装を採用した道路整備などの取り組みが事業計画を策定する中で準備会で検討されることとなる。なお、これらの取り組みの実現については、学識経験者、地域住民や行政関係者などで構成する「環境と共生するまちづくり検討会」において、ガイドライン等の準備が進められている。

また、環境共生モデル都市の実現のために重要となる土地の区画造成後においては、民有地内の緑化の推進や企業・住宅における太陽光発電システム、燃料電池などのクリーンエネルギーの活用、進出企業が行う省エネルギーの推進のためのC A S B E E（建築環境総合性能システム）の評価を踏まえ、実施区域内の建築物の総合的な環境評価を高める為の取り組みが今後検討されることとなる。

対象事業の実施区域の実施に関し環境に配慮すべき点として、以下の事項を抽出した。

- (1) 国道129号沿いについては、産業系、商業系等の土地利用を配置し、住居系土地利用への緩衝機能を持たせることとした。
- (2) 実施区域東側には、住居地域との連続性に配慮し、住居系土地利用を配置することとした。
- (3) 相模川及び水田が広がる現況の環境特性を考慮して、できる限り水辺環境、公園、緑地を連続的または近接するよう配置し、地域の動植物の生育・生息環境の保全に配慮することとした。

- (4) 汚水排水は公共下水道へと放流し、公共用水域へ影響を及ぼさないよう配慮することとした。
- (5) 造成計画においては、盛土による造成を行い、建設発生土の発生、処分量を抑制することとした。また、搬入土については、土壤汚染防止の観点から受入基準を定め、隣接地等への土壤汚染や地下水汚染が生じないよう措置を講じることとした。
- (6) 建設副産物は可能な限り再利用し、廃棄物の発生抑制を図ることとした。